

IFC セーフガード指針に関する会合 Q&A (2004年10月25日：東京)

(経緯)

IFCは現在、その環境・社会セーフガード指針の更新と情報公開指針の見直し作業を進めており、各方面からの意見を募集している。日本においてもシビルソサエティやNGOを対象とした会合を開催した。出席者は約10名。なお、本国会合への不参加を表明していたメコン・ウォッチ、FoE Japan、JACSES 関係者は欠席した。

- Q. イスラム社会は社会問題に対する概念が他の国々とは違うと思われるがコンサルテーションを行う際にその点をどう考えるか？
- A. イスタンブールでのコンサルテーションの際にはローカルのファシリテーターを使用。また、いろいろな国や社会に適用できるように Performance Standard はある程度普遍的なものであることが必要。
- Q. 環境・社会問題に対する法制度が不備で、特に人権面が未整備であったり、政府の許可を取る際に社会面やディスクロージャーが一切触れられていないことがあるが、どう考えるか？
- A. 法制度が未整備で枠組みがない、もしくは低いという場合にはセーフガードポリシーは補充の目的もある。たとえば世銀の Environmental Guidelines は政府への指導目的を含んでいる。現在では各国で水準が上がっており、社会問題もより普遍的なものに取り組んでいく必要がある。
- Q. IFC のポリシーは集団よりも自立した個人が前提となっているように思われるが、部族の意識はあっても個人の意識が低い社会ではケースバイケースと言えども難しいのでは？
- A. セーフガードポリシーは欧米の考え方をモデルとしている面もあるが、先住民や文化財といったコミュニティの権利に対する取り組みも、個人の権利（移住など）に対するものと同様に含んでいると考えられる。更新されるパフォーマンススタンダードでは個人とコミュニティの両者に対する配慮（例えばコミュニティの安全衛生）がなされている。
- Q. 移住などの交渉の際には IFC も加わるのか？もしくはスポンサーの行う交渉との距離をおくのか？
- A. 最終責任はスポンサーというスタンス。IFC はアドバイスや支援は行うが、プロジェクトはあくまでもスポンサーのものである。しかし、例えば先住民など、政治的な問題があり政府が交渉に加わる際は IFC として参加すべきと考える。
- Q. 移住についての指針：移住の規模によって対応が異なるか。
- A. 移住の規模でなく、影響を被る個人やコミュニティへのインパクトの大小が問題。インパクトが大きいほどリスクは大きいので、まず第1にリスクを予測できる場合には顧客に対して移住を減らすよう求める。何人の移住、という具体的な数値の設定がないとあいまいなものになってしまう可能性もあるが、バランスの問題と考えられる。インパクト／リスクをベースにして計画を策定する。

- Q. あるプロジェクトで政府機関がヒアリングを行っており、すでに終了しているという時には IFC はどう対応するか？
- A. どういうものを行っているのか全て調べ、足りない時はどう補充するのかを検討。様々な圧力等によりきちんとしたヒアリングが行われていないと考えられる場合は政府へ働きかけを行ったり、スポンサーにやり直しをお願いしたりすることもある。